

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	野口地区 (野口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地域ではあるが、圃場整備は完了しており水稻、大豆などの土地利用型作物の栽培が行われてきた。しかし、一筆ごとの面積は比較的小さく、水田のり面の管理作業の負担や獣害対策など、作業効率も悪いことから、現在、地区の個人農家と担い手の 1 者により営農が行われている状況である。このことから、離農による農地荒廃の懸念が高まる中、新たな担い手確保や作物転換の検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、個人営農により、水稻、大豆の作付けと担い手による小麦の栽培が行われている。そして、複数の企業により新たに果樹の作付けが行われ、かなりの面積を占めてきている状況である。このことから果樹を当地区の転換作物と位置付け、当該企業との連携を図り、地区の個人農家を守っていくため、獣害対策や農道や用排水路等の維持管理など、地域と営農者が一体となって取り組める体制も構築を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の集積・集約については農地中間管理機構を通じて行うこととする。 経営体が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクを機能を活用することで、新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した際は、担い手等の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区で新たに営農している企業を担い手として育成しながら、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合は、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

① 獣害対策に助成制度を活用した防護策等の設置を検討する。

③ 農作業の省力化、効率化を行うためにも補助等の活用を意識した設備投資を検討したい。

⑤ 果樹の栽培が拡大傾向にあることから、果樹栽培を行う上では既存農地を果樹園へ転換する。

⑦ 地域のみならず、担い手も含めた管理体制の構築を検討したい。